

千葉県条例第20号

千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例

指定特定非営利活動法人（千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年千葉県条例第18号）第2条第2項の指定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該指定特定非営利活動法人に係る千葉州市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）第14条の3第2項の期日を別表のとおり定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千葉州市税条例の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「別に定める条例において規定する特定非営利活動法人」を「千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例（平成27年千葉県条例第20号）別表の指定特定非営利活動法人の名称の欄に掲げる指定特定非営利活動法人」に改め、「もの（」の次に「同表に掲げる指定特定非営利活動法人の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる期日までに支出されたものに限り、」を加える。

別表

指定特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	千葉州市税条例第14条の3第2項の期日
特定非営利活動法人 ひだまり	稲毛区長沼町32番地	平成32年3月31日